

特定個人情報保護委員会議事運営規程

平成26年1月 日
特定個人情報保護委員会決定

(趣旨)

第1条 特定個人情報保護委員会の会議（以下「会議」という。）の運営に関する手続は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号、以下「番号法」という。）に規定するもののほか、この規程の定めるところによる。

(議長)

第2条 会議は、委員長がその議長となる。

2 委員長に事故があるときは、番号法第44条第2項に定める委員が議長となる。

(会議の開催)

第3条 会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、原則として火曜日に開催する。

3 臨時会は、必要に応じ開催する。

4 委員長は、会議の日時を委員に通知しなければならない。

5 委員は、事故のため会議に出席できないときは、その旨を委員長に届け出なければならない。

(会議の公開)

第4条 会議は、原則として公開しない。

(幹事)

第5条 事務局長は、会議の幹事となり、議長を助け、会議の進行の補助に関する事務をつかさどる。

2 事務局長に事故があるときは、総務課長が前項に規定する事務局長の職務を代行する。

(議案)

第6条 会議に提出される議案は、次の二種とする。

(1) 議決案（委員会決定を必要とする議案）

(2) その他の案件

2 事務局長は、会議に提出される議案については、その内容を整理するとともに、必要があると認めるときは参考資料を付して、会議に提出しなければならない。

- 3 会議に提出される議案を担当する事務局職員は、緊急やむを得ない場合を除き、当該会議が開かれる日の属する週の直前の週の木曜日までに、総務課に対し議案の登録及び資料を提出しなければならない。この場合において当該議案が議決案であるときは、当該議決の内容について決定書を作成するものを除き、その内容に係る決裁文書を併せて提出するものとする。
- 4 委員長及び委員は、決議が行われたときは直ちに当該議決に係る決定書又は決裁文書に記名押印を行うものとする。

(職員の出席)

第7条 会議には、事務局長及び総務課長のほか、議案に関係のある事務局職員であつて議長の名指する者が出席するものとする。

(議事録)

第8条 事務局長は、会議の審議過程を明らかにするため、議事録を作成し、総務課においてこれを保管する。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の日時
- (2) 会議の場所
- (3) 会議の出席者
- (4) 議事の概要

3 前項の議事録には、議長及び事務局長の記名押印しなければならない。

(細目の委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関する手続の細目については、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から適用する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（抄）

（委員長）

第四十四条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員会は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

（会議）

第四十五条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 第四十二条第四号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。
- 5 委員長に事故がある場合の第三項の規定の適用については、前条第二項に規定する委員長を代理する者は、委員長とみなす。

附 則

（委員会に関する経過措置）

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して一年を経過する日（以下この条において「経過日」という。）の前日までの間における第四十条第一項、第二項及び第四項並びに第四十五条第二項の規定の適用については、第四十条第一項中「六人」とあるのは「二人」と、同条第二項中「三人」とあるのは「一人」と、同条第四項中「委員には」とあるのは「委員は」と、「が含まれるものとする」とあるのは「のうちから任命するものとする」と、第四十五条第二項中「三人以上」とあるのは「二人」とし、経過日以後経過日から起算して一年を経過する日の前日までの間における第四十条第一項及び第二項並びに第四十五条第二項の規定の適用については、第四十条第一項中「六人」とあるのは「四人」と、同条第二項中「三人」とあるのは「二人」と、第四十五条第二項中「三人以上」とあるのは「二人以上」とする。